



発行 東京都

目次

告示

○都市計画事業の認可.....

.....(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課).....

○指定障害福祉サービス事業者の指定.....

.....(福祉保健局障害者施策推進部計画課).....

規則(教)

○東京都立学校設置条例の一部を改正する条例附則

第二項の東京都教育委員会規則で定める日を定める規則.....

公告

○都市計画の案に関する公聴会の開催中止.....

.....(都市整備局都市づくり政策部都市計画課).....

○開発行為に関する工事完了.....

.....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課).....

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....

.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....

○東京都指定排水設備工事事業者の指定.....

.....(下水道局).....

告示

●東京都告示第千百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一

項の規定に基づき小金井都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年八月十一日

東京都知事 舩添 要一

一 施行者の名称 小金井市

二 都市計画事業の種類及び名称 小金井都市計画公園事業第二・二・二十七号貫井けやき公園

三 事業施行期間 平成二十六年八月十一日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 小金井市貫井南町四丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第千百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)

第三十六条第一項の規定により、平成二十六年三月一日付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したので、

法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月十一日

東京都知事 舩添 要一

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社巴	巴 三ノ輪	台東区根岸5-22-6 ブロッケン6F	身体障害者	知的障害者	障害児
ALSOKケア株式会社	ALSOKケア五反田	品川区西五反田8-1-2 第二平森ビル4階			
株式会社ソラスト	ホームヘルプサービス ソラスト鳥山	世田谷区南鳥山6-6-5 安藤ビル1階	身体障害者		
ALSOKケア株式会社	ALSOKケア荻窪	杉並区荻窪5-16-14 カバラビル6階			
虹ケアサポートセンター合同会社	虹ケアサポートセンター	荒川区東日暮里2-37-12 (箭内ビル1階)			
ALSOKケア株式会社	ALSOKケア練馬	練馬区豊玉北5-29-4 井門練馬ビル5階			
株式会社ジョイル	ジョイル ケア	足立区綾瀬6-33-12-101号	身体障害者		
ALSOKケア株式会社	ALSOKケア新小岩	葛飾区新小岩1-39-6 タックビル303			
合同会社東京ITO	ライフ アシスト エンジェル	葛飾区亀有2-69-3-101			
株式会社ケア21	ケア21 小松川	江戸川区小松川3-5-3-8号 玉島事務所2階	身体障害者	知的障害者	障害児
合同会社ベストケア	ベストケア	江戸川区西一之江3-2-20-302			
有限会社ホワイト・ベース	ともケアセンター	江戸川区中葛西3-3-3			

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
ALSOKケア株式会社	ALSOKケア五反田	品川区西五反田8-1-2 第二平森ビル4階
株式会社ソラスト	ホームヘルプサービス ソラスト鳥山	世田谷区南鳥山6-6-5 安藤ビル1階
ALSOKケア株式会社	ALSOKケア荻窪	杉並区荻窪5-16-14 カバラビル6階
虹ケアサポートセンター合同会社	虹ケアサポートセンター	荒川区東日暮里2-37-12 (箭内ビル1階)
ALSOKケア株式会社	ALSOKケア練馬	練馬区豊玉北5-29-4 井門練馬ビル5階
株式会社ジョイル	ジョイル ケア	足立区綾瀬6-33-12-101号
ALSOKケア株式会社	ALSOKケア新小岩	葛飾区新小岩1-39-6 タックビル303
合同会社東京ITO	ライフ アシスト エンジェル	葛飾区亀有2-69-3-101
株式会社ケア21	ケア21 小松川	江戸川区小松川3-5-3-8号 玉島事務所2階

合同会社ベストケア	ベストケア	江戸川区西一之江3-2-20-302
有限会社ホワイト・ベース	ともケアセンター	江戸川区中葛西3-3-3

サービスの種類 同行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
ALSOKケア株式会社	ALSOKケア五反田	品川区西五反田8-1-2 第二平森ビル4階	
SPY株式会社	ゆゆうケアサービス	世田谷区玉川台1-5-3 2階	
ALSOKケア株式会社	ALSOKケア荻窪	杉並区荻窪5-16-14 カバラビル6階	
介護サポートかがやき有限会社	介護サポートかがやき有限会社	練馬区北町8-3-20	
ALSOKケア株式会社	ALSOKケア練馬	練馬区豊玉北5-29-4 井門練馬ビル5階	
株式会社ジョイル	ジョイル ケア	足立区綾瀬6-33-12-101号	身体障害者
ALSOKケア株式会社	ALSOKケア新小岩	葛飾区新小岩1-39-6 タックビル303	
合同会社東京ITO	ライフ アシスト エンジェル	葛飾区亀有2-69-3-101	
株式会社ケア21	ケア21 小松川	江戸川区小松川3-5-3-8号 玉島事務所2階	
合同会社ベストケア	ベストケア	江戸川区西一之江3-2-20-302	
有限会社ホワイト・ベース	ともケアセンター	江戸川区中葛西3-3-3	

サービスの種類 行動支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
合同会社東京ITO	ライフ アシスト エンジェル	葛飾区亀有2-69-3-101	

サービスの種類 共同生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
特定非営利活動法人ひだまり	グループホームしゅぼん玉	羽村市羽内3-3-1

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
特定非営利活動法人SIEN	生活訓練センター そう	葛飾区青戸5-33-9 若林ビル1及び2階	精神障害者

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
医療法人社団草思会	錦糸町就労支援センター	墨田区両国4-37-2 TKF会館3階南西室	精神障害者		
ウェルビー株式会社	ウェルビー北千住駅前センター	足立区千住3-1 藤田ビル2階	身体障害者 (内部障害)	知的障害者	精神障害者
株式会社チャレンジドジャパン	就労支援センター ひゅーまにあ立川	立川市曙町1-11-9 五光階第二ビル2階	身体障害者 (内部障害)	知的障害者	精神障害者

サービスの種類 就労継続支援(A型)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社ナチュラルプランツ・サポート	ナチュラルプランツ・サポート	中央区日本橋人伝馬町17-1 城野ビルII 3階	身体障害者 (内部障害)	知的障害者	精神障害者
株式会社こもれび	こもれび赤坂本社	港区元赤坂1-1-7 オリエン特赤坂モートサイドビル4	身体障害者 (内部障害)	知的障害者	精神障害者

サービスの種類 就労継続支援(B型)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
医療法人社団草思会	錦糸町就労支援センター	墨田区両国4-37-2 TKF会館3階南西室	精神障害者		
株式会社ミヤビカ	愛輪の里 雅 錦	練馬区錦1-16-10	知的障害者		
特定非営利活動法人木馬	れっつ	八王子市東浅川町525-5 1階	身体障害者 (肢体不自由・内部障害)	知的障害者	

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
特定非営利活動法人ひだまり	グループホームしゃぼん玉	羽村市羽西3-3-1
特定非営利活動法人コットンハウス、フレンズ	風媒花	府中市

規則(教)

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例附則第二項の東京都教育委員会規則で定める日を定める規則を公布する。

平成二十六年八月十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十九号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例
附則第二項の東京都教育委員会規則で定める
日を定める規則

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(平成二十五年東京都条例第十七号)附則第二項の東京都教育委員会規則で定める日は、平成二十六年八月三十一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

都市計画の案に関する公聴会の開催の中止について

平成二十六年七月一日付で公告した都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項及び東京都都市計画公聴会規則(昭和四十四年東京都規則第四百十号)第二条の規定に基づく都市再開発の方針及び住宅市街地の開発整備の方針に関する都市計画変更の東京都原案に係る公聴会のうち、次に掲げる公聴会については、公述の申出がなかったため開催を中止する。

平成二十六年八月十一日

東京都知事 舛添 要一

開催日時

開催会場

対象となる都市
計画区域 町

平成二十六年八月二十七日午後一時から

立川市女性総合センター

八王子都市計画区域 八王子市

立川都市計画区域 立川市 東大和市

武蔵野都市計画区域 武蔵野市 武蔵野市

三鷹都市計画区域 三鷹市

青梅都市計画区域 青梅市

昭島都市計画区域 昭島市

小金井都市計画区域 小金井市

日野都市計画区域 日野市

国分寺都市計画区域 国分寺市

国立都市計画区域 国立市

福生都市計画区域 福生市 羽村市

秋多都市計画区域 瑞穂町 瑞穂町

あきる野市 野市 日の出町

同月二十八日午 東京都庁第二

都市計画の案の

後七時から

本庁舎 二庁 対象となる全ての都市計画区域

後七時から 本庁舎 二庁 対象となる全ての都市計画区域

発行行為に関する工事を完了した。平成二十六年八月十一日 東京都多摩建築指導事務所長

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

八王子市式分方町六十番八、同番九、同番十三、六十一番一、六十四番一及び同番五

昭島市中神町一丁目六百八番一、同番三、六百九番一及び同番三

八王子市長房町百二十三番五、同番八から同番十三まで、百二十四番三及び同番四

八王子市大塚三百一番三及び三百三番一

あきる野市伊奈字北伊奈前九百五十八番五、九百五十九番七、九百六十番九及び九百六十一番一から同番三まで

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十六年八月十一日

東京都知事 舛添 要一

一 店舗名 (仮称)アウトドアヴィレッジ

二 店舗所在地 昭島市田中町六百十番二ほか

三 設置者名 昭和飛行機工業株式会社

四 意見

ア 聴取者 昭島市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十六年七月十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十六年八月十一日から同年九月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七條の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者

大堀 洋一

者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七
条の規定により公告する。

平成二十六年八月十一日

東京都下水道局長 松田 芳和

一 指定した事業者

指定番号	商号又は 名称	代表者	事業所所在地
五二〇〇	株式会社 一光ユニ テクス	松尾 行高	豊島区高田三丁目二 十番十二号
五二〇一	川上設備	川上 一美	板橋区幸町一番十六 号 九〇五号
五二〇二	祐建プラ ミング株 式会社	高橋 祐二	江戸川区北葛西二丁 目二十四番八号
五二〇三	八恵砂工 業株式会 社	澁澤登美子	台東区今戸二丁目二 十五番十二号
五二〇四	有限会社 岩田設備 町田営業 所	岩田 吉夫	町田市木曾西四丁目 二十三番十六号 山 根マンション二〇一

二 指定年月日

平成二十六年八月五日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002